

コンサルティング業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」といいます）とコマースデザイン株式会社（以下「乙」といいます）とは、甲の乙に対するコンサルティング業務の委託に関し、以下のとおりコンサルティング業務委託契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（本契約の目的等）

甲は、乙の管理運営する Web サイトに記載されているコンサルティング規約（以下「コンサルティング規約」といいます）の内容を十分に理解した上で、乙に対しコンサルティング業務を委託します。

第2条（委託業務）

1.甲は乙に対し、以下の各号に定める業務（以下「本件業務」といいます）を委託し、乙はこれを受託します。

- (1)甲が運営または出店するネットショップ（以下「本件ネットショップ」といいます）に関する知識、技術及びノウハウ等の提供並びに相談対応を中心とするコンサルティング業務
- (2)前項に関連する各種システムの提供業務
- (3)その他前各号に附帯する業務

2.本件業務は、コンサルティング規約に記載のとおり、乙が本件ネットショップの運営を主導するものではなく、乙がその主導を行わなくとも債務不履行責任を負わないものとし、甲は第5条に定める委託料の支払義務を負うものとします。

第3条（乙の義務）

- 1.乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行します。
- 2.乙は、必要な場合には、本件業務の進捗状況を甲に報告します。

第4条（有効期間）

- 1.本契約の有効期間は、本書面末尾記載の日付に関わらず、〇年〇月〇日から3ヶ月間（以下「有効期間」といいます）とします。
- 2.前項に定める有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも更新拒絶の通知がなされない場合には、有効期間は更に1ヶ月間延長され、その後も同様とします。なお、更新に際し、有効期間以外の条件は本契約の内容と同一とします。
- 3.本契約終了後も、第9条（秘密保持義務）、第10条（個人情報の取扱い）、第12条（実績表示）、第14条第2項（解除）、第16条（損害賠償）及び第21条（準拠法及び管轄）

の規定は、有効に存続します。

第5条（委託料）

1.甲は乙に対し、本件業務の委託料として、本契約締結時点の甲の月額売上に応じて以下の金額を支払うものとします。なお、月額の売上は、本件業務の対象か否かにかかわらず、甲が運営または出店する全てのネットショップの売上を合算した金額を意味します。

月額の売上	委託料
1,600 万円未満	78,000 円(税込 85,800 円)
1,600 万円以上	甲乙間で別途協議し合意した金額

2.前項の委託料は、当月末締め翌月 27 日にて、甲の指定する金融機関の口座から口座振替の方法によって支払うものとします。支払にかかる手数料は甲の負担とします。

3.本条の委託料の請求書は、当月末締め翌月上旬に、乙から甲へメール添付にて送信するものとします。

第6条（再委託）

1.乙は、甲から事前の承諾を得ずに、本件業務の全部または一部を、第三者（以下「再委託先」といいます）に再委託することができます。

2.乙は、前項に基づき再委託する場合であっても、甲に帰責性ある場合を除き、自ら遂行した場合と同様の責任を負うものとします。

第7条（他のコンサルティング事業者との契約）

1.本契約の有効期間中、甲は、本件業務と同様の業務をその委託内容とするコンサルティング契約（以下「本契約と同種のコンサルティング契約」といいます）を乙以外の第三者と締結することはできません。

2.本契約の有効期間中、本契約と同種のコンサルティング契約を締結することを希望する場合には、事前に乙の書面または電磁的記録による承諾を得るものとします。なお、本契約締結以前に、既に第三者と本契約と同種のコンサルティング契約を締結している場合には、当該契約の取扱いについて甲乙間で協議するものとします。

第8条（資料の提供・管理等）

1.甲は、乙から要求があった場合には、本件業務の遂行に必要な情報（本件ネットショップのアカウントのログインに必要なID及びパスワードを含みますが、これらに限られません）及び各種データ等の資料（以下「資料等」といいます）を無償で提供します。

2.甲は、乙から要求された資料等を速やかに提供する義務を負うものとします。

3.甲は、乙に提供する資料等に記載されている情報が真実であることを表明し保証します。

4.乙は資料等を善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとし、本契約の遂行目的以外に利用してはならないものとします。

5.乙は、本契約終了後または甲から要求があり次第、遅滞なく、資料等を現状有姿で甲に返還するものとします。ただし、乙の要求に基づかず甲が乙に提供した資料等については、乙の判断において返還または廃棄するものとし、それらにかかる費用は甲が負担するものとします。

第9条（秘密保持義務）

1.甲及び乙は、以下の各号に記載する秘密情報を、相手方の事前の書面または電磁的記録による承諾を得ないで第三者に開示または漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、再委託先、自己または関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士または税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができます。

(1)本件ネットショップの顧客情報

(2)本件ネットショップの売上、アクセス数（来客数）等に関する営業上の情報

(3)本件ネットショップのアカウントのログインに必要なID及びパスワード等の情報

(4)乙が本契約に基づき甲に提供する一切の情報

2.前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する情報は機密情報に含まないものとします。

(1)開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2)開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3)開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5)相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

3.本契約終了後も、本契約に基づく義務を負うものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

1.「個人情報」とは、本契約に基づき甲が乙に開示した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、または、個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、第9条に定める秘密情報であるものに限られない。

2.甲及び乙は、本件業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律及び本契約の定めを遵守して、本契約の遂行目的の範囲内において個

人情報を取り扱うものとし、それ以外に、これを取り扱ってはならないものとしします。

3.乙及び再委託先において、個人情報の漏洩・流出等（以下「漏洩等」といいます）の事故が発生した場合は、乙は甲に対し、速やかに漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をし、漏洩等の被害の拡大を防ぐ措置を取るものとしします。

第 11 条（知的財産権等の帰属）

本件業務の遂行に基づき、乙から甲に対して提供される情報、ノウハウ、報告書、資料等について生じる発明、考案または創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（以下総称して「知的財産権」といいます）を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は乙に帰属するものとしします。ただし、乙は甲に対し、甲のネットショップの売上増加のために必要な範囲で、その利用を許諾するものとし、それらの著作者人格権も行使しません。なお、許諾及び不行使の対価は第 5 条の委託料に含まれるものとしします。

第 12 条（実績表示）

乙は、本件業務の遂行内容を、乙の管理運営する Web サイト、乙が出版する書籍及び第三者への提案資料等を通じて乙の実績として第三者に公開することができるものとしします。ただし、第 9 条に定める秘密情報及び甲乙間で別途公開しない旨を合意した情報を除きません。

第 13 条（反社会的勢力の排除等）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、以下の各号に定める事項を表明し保証します。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2)自らが反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過していない者ではないこと
- (3)自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (4)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (5)自らまたは第三者を利用して、本契約に関して以下の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2. 甲及び乙は、相手方が以下のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

- (1)前項 1 号、2 号または 3 号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2)前項 4 号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合
- (3)前項 5 号の確約に反した行為をした場合

3. 甲及び乙は、前項による解除により被解除者に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

4. 甲及び乙は、相手方が本条第2項に違反したことにより損害を被った場合、被解除者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第14条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

(1)本契約に定める条項に違反し、相手方に催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき

(2)監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

(3)支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

(4)第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき

(5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき

(6)解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき

(7)資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(8)その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2. 前項の場合、被解除者は、解除によって解除者が被った損害の一切を賠償するものとします。

第15条（解約）

1.甲及び乙は、相手方に1ヶ月前に書面または電磁的記録により通知することにより、本契約を解約することができます。

2.前項に基づき甲が解約する場合であっても、甲は、解約通知日が属する月及び翌月の委託料の支払義務を負うものとし、日割り計算は行わないものとします。なお、本契約締結日から1ヶ月以内に解約をする場合には、本契約書第4条の1にて、有効期限に定められた期間分の委託料の支払いをした場合に限り解約することができるものとします。

第16条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反し、故意または重過失に基づき相手方に損害を与えた場合には、それにより相手方に現実生じた通常損害を賠償しなければなりません。ただし、乙が賠償する損害額は、本契約に基づき甲から乙に対して支払われた月額委託料3ヶ月分をそ

の上限とします。

第 17 条（非保証）

1.乙は、本件業務遂行が甲の特定の目的に適合すること及び本件ネットショップの売上が増加すること、並びに、本件業務に基づき提供する業務の完全性、正確性、網羅性等については保証しません。

2.乙は、本件業務遂行が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しません。

第 18 条（不可抗力）

天災、戦争、暴動、重大な疾病の流行、法令・規則の制定・改廃、争議行為、通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。

第 19 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約上の地位を承継させ、または本契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、または担保に供することができないものとします。

第 20 条（契約の変更）

本契約は、甲及び乙が記名押印した書面をもって合意した場合に限り、その内容を変更することができます

第 21 条（準拠法及び管轄）

1.本契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されます。

2.本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙間で誠実に協議するものとします。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとします。

○年○月○日

甲：

乙：東京都渋谷区南平台町 7-9 DENFLAT 南平台 103
コマーデザイン株式会社
代表取締役 坂本 悟史